

「自治体システム等標準化検討会分科会」

第4回議事概要

日 時：令和元年10月31日（木）10：00～15：00

場 所：中央合同庁舎4号館 全省庁共用108会議室

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

久保田 林樹 前橋市政策部情報政策課副主幹（岡田 寿史 政策部情報政策課副参事の代理出席）

摩尼 真 町田市市民部市民課担当課長

坪田 充博 日野市総務部情報システム課主幹

福田 達夫 藤沢市総務部IT推進課長

澁木 隆行 三条市総務部情報管理課主任（山澤 浩幸 総務部情報管理課課長の代理）

高橋 京子 出雲崎町町民課町民係長（金泉 嘉昭 町民課課長の代理出席）

倉田 司 飯田市市民協働環境部市民課長

野口 泰弘 神戸市市民参画推進局住民課システム担当係長

平松 弘三 倉敷市企画財政局企画財政部情報政策課主任（鎌田 英希 企画財政局企画財政部副参事兼情報政策課課長の代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

福永 浩二 大崎町住民環境課課長補佐

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構研究開発部長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官

欠席：林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹

(総務省)

三橋 一彦 総務省自治行政局住民制度課長 (構成員)  
平野 智也 総務省自治行政局住民制度課課長補佐  
渡邊 康之 総務省自治行政局地域情報政策室課長補佐 (構成員)  
(神門 純一 自治行政局地域情報政策室室長の代理出席)  
植村 昌代 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐 (構成員)  
(磯 寿生 情報流通行政局地域通信振興課長の代理出席)  
植田 昌也 総務省自治行政局行政経営支援室長 (構成員)  
正木 祐輔 総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐

欠席：大森 一顕 サイバーセキュリティ統括官付参事官 (総括担当)

#### 【議事次第】

1. 開会
2. 事務局提出資料について
3. 意見交換
4. 閉会

※ ( ) 内は発言者、敬称略

#### 【意見交換(概要)】

- (1) 総論 (住民記録システム標準仕様書の範囲と作成の進め方)
- 標準調達仕様ができることによる効果や目的を明らかにすべきであり、標準仕様書の最終的な効果を設定することで評価基準が決まる。
  - 検討にあたって、目的は常に意識しなければならない。本検討会は、標準化を目指す議論を行うものであり、各団体の事情や費用についてはひとまず横における議論となる。
  - 目的に照らし、例えば、カスタマイズの抑制を目的とした場合、各自治体でカスタマイズにあたるのか、あたらぬかを判断するのは難しい。
  - 標準仕様書の検討では、原則はカスタマイズをしないとするが、独自の住民サービスを提供していた場合に、これを維持するために必要不可欠ということであれば、カスタマイズは否定しない。
  - 標準仕様書が作成された場合、自治体はカスタマイズに際して、他の自治体ではノンカスタマイズでできる業務に、費用をかけてカスタマイズすることについての説明責任を負うことになることを意識して議論すべき。

## (2) 各論

### ① 届出取消・取消処理等

- 窓口の手続きで職員が処理を誤った場合の履歴についても、残す必要があるか、残す必要がある場合、操作ログとしてシステム上の原票にのみ残すのか、入力履歴として原票および職員が操作する画面上に残すのか、証明書にも記載するのか等、議論する必要がある。
- トラブル発生時の原因の切り分けに必要であり、このためにログ等の記録は全て残すべき。
- 取消処理の要・不要は、あるべき論で絞り込むのか、カスタマイズしないという方向で広範なものを取り入れるのか、どちらの方向で決めるかが問われる。

### ② エラー表示

- エラーとアラートは分けて考えている。エラーとは、論理的にあってはならないこと、アラートとは使い勝手の工夫の部分と考えている。エラーは共通知であり、項目をたくさん出すことが必要。
- A市事例の必須項目は、これがないと業務に支障をきたす内容。加点項目の多くは、システムがそもそも持っているロジック的なものだと思う。ベンダに確認する場合には、必須、加点の両方を含めて聞いて問題はない。
- エラーはナレッジなので、ベンダに聞く際は、A市の必須、加点であげられている項目以外にもあった方がよいという意見も聞いた方がいい。

### ③ 改製関係

- 改製は住民票のレイアウトに依存するので、レイアウトがないと議論が難しいのではないかと。
- 1ページに収まる必要がなく、次ページという形でよいのであれば、満欄がなくなるので、改製も不要になるのではないかと。
- 標準を決めてしまえば、ベンダの負担を軽減できる。改製するのもしないのか、するのであれば、何行、何回というところを決めた方がいい。
- 改製は不要との意見がなければ、任意と自動とが考えられるが、任意は既に実装されていれば議論の必要はなく、あとは自動のタイミングをどうするかを決めればよい。
- データ移行を考えれば、現行システムでどのようなデータ構造で持っているかも合わせて議論すべき。

- 改製は紙の時代の流れであり、改製がない方が、住民のことを考えるとメリットがある。
- 最終的には住民票の写しのレイアウトをここで決めるが、レイアウトを決める前に機能を決めれば、レイアウトも決まるのでないか。
- 改製の要・不要については、後日構成員に理由も含めて照会する。

#### ④除票関係

- PDFで保存すると、過去の除票の修正が発生した場合にシステム上で対応できずに、システムに取り込むためのカスタマイズが発生することがある。
- 情報公開法の考えでは、基本的に当時行政文書として保存しているものは、そのまま保存しているというスタンスだが、紙での管理を電算化したタイミングで本来の過去の様式はなくなっており、こだわらないという判断もありえる。自治体の条例の考え方がバラバラの可能性もあるので、過去様式によって出してほしいという要請があるか否かにもよるが、制約を設けず、ここで決めた方がよい。
- 自治体としてレイアウトに特にこだわらないということであれば、よりコストの低い方法をベンダに調査し、調査結果を踏まえて標準案を示すという方法もある。

#### ⑤DV関係

- DV関係は、カスタマイズの温床になりえる。公開されるインタフェースは統一されていれば、落としどころとしてはいいのではないか。
- DVに限らず、要支援者という形で議論すべきではないか。要支援者情報については、DV支援法によって管理されているものと要支援者の機微情報の2つの性格がある。同じ人を保護する目的でも、住民基本台帳法上の業務はDV支援法上のものに限られ、事務分掌が違うので対応できないというケースがよくある。DV支援法の対象者も、その他の要支援者も同じ箱で違うコードを振って分けられるようになっているとよいが、RFIでベンダに確認したところ、標準機能になるには時間がかかるとのこと。
- そのため、住民記録システムにおいては、A市の機能一覧を参考にしながら、証明書の発行抑止という点に絞って整理してはどうか。

#### ⑥住民票の写し

- 日本人、外国人は出力項目が異なり、一つの様式で対応しようとするとう記載

不要の欄が増えて空欄が目立つため、別の様式を決める必要がある。まずは日本人から検討したい。共通項目は整理する。

- 個人番号という用語は、必要に応じて打ち出しているが、昨年度、マイナンバーという言葉の使用を推進する国からの文書を見た。個人番号よりマイナンバーの方が、市民の方もなじみがある。法律的に正しい言葉と、市民が分かりやすい言葉では、どちらを使うか検討する必要がある。
- 転出証明書の項目について、「住所を定めた日」という項目は、転入日が転出日よりも前になっている等の不自然な転入をチェックする上で有用なので、標準に含めてほしい。
- 個人番号という用語を使用するか、マイナンバーを使用するかについてと、転出証明書様式に「住所を定めた日」を含めるかどうかは次回最終確認を行う。

以上